

奈良県広域水道企業団職員安全衛生管理規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第 1 2 号

奈良県広域水道企業団職員安全衛生管理規程

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

第 2 章 安全衛生管理体制（第 5 条－第 1 7 条）

第 3 章 健康管理（第 1 8 条－第 3 0 条）

第 4 章 雑則（第 3 1 条－3 6 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、職員の安全及び衛生について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）職員 奈良県広域水道企業団に常時勤務する職員をいう。

（2）部 奈良県広域水道企業団組織規程（令和 7 年 3 月企業管理規程第 7 号）第 2 条に規定する総務部及び事業部をいう。

（3）市町村事務所等 奈良県広域水道企業団組織規程第 2 条に規定する市町村事務所、広域水道センター及び水質管理センターをいう。

（4）事業場 部及び市町村事務所等に置かれた事務所をいう。

（3）所属 部の課及び市町村事務所等をいう。

（4）所属長 所属の長をいう。

（所属長の責務）

第 3 条 所属長は、職員の安全の確保及び健康の保持増進を図るとともに、快適な職場環境の実現に努めなければならない。

（職員の責務）

第 4 条 職員は、所属長、産業医その他職員の安全衛生管理に携わる者が法令及びこの規程に基づいて講ずる安全及び健康の確保のための指示又は指導を受けたときは、これを誠実に守るとともに、常に自己の健康の保持増進に努めなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

(総括安全衛生管理者)

第5条 職員の安全及び衛生に関する事項を総括管理させるため、総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、総務部総務課長の職にある者をもって充てる。

3 総括安全衛生管理者は、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者及び安全衛生推進員を指揮し、次の各号に掲げる業務を総括管理する。

(1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

(2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。

(3) 健康診断の実施その他健康管理に関すること。

(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

(5) 産業医の業務の内容等の周知に関すること。

(6) その他職員の安全及び衛生に関すること。

(安全管理者)

第6条 常時50人以上の職員が勤務する事業場に安全管理者を置く。

2 安全管理者は、総括安全衛生管理者が、当該事業場の職員で法第11条第1項の規定に該当するもののうちから選任するものとする。

3 安全管理者は、次に掲げる事項を管理する。

(1) 施設、設備、作業場所又は作業方法に危険がある場合の応急措置又は適当な防止の措置

(2) 安全装置、保護具その他危険防止のための設備及び器具の定期的点検及び整備

(3) 作業の安全についての教育及び訓練

(4) 発生した災害原因の調査及び対策の検討

(5) 消防及び避難の訓練

(6) 作業主任者その他安全に関する補助者の監督

(7) 安全に関する資料の作成及び収集並びに重要事項の記録

4 安全管理者は、前項の事項を管理するとともに職場を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは直ちにその危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理者)

第7条 常時50人以上の職員が勤務する事業場に衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、総括安全衛生管理者が、当該事業場の職員で法第12条第1項の規定に該当するもののうちから選任するものとする。

3 衛生管理者は、次に掲げる事項を管理する。

- (1) 健康に異常のある者の発見及び処置
- (2) 作業環境の衛生上の調査
- (3) 作業条件、施設等の衛生上の改善
- (4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
- (5) 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項
- (6) 職員の負傷及び疾病並びにそれによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成
- (7) その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等

4 衛生管理者は前項の事項を管理するとともに職場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは直ちに職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(安全衛生推進者)

第8条 常時10人以上の職員が勤務する事業場に安全衛生推進者を置く。

2 安全衛生推進者は、所属長が、当該事業場の職員で法第12条の2の規定に該当するもののうちから選任するものとする。

3 所属長は、前項の規定により選任したときは、速やかに総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

4 安全衛生推進者は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 職員の健康診断の実施の補助に関すること。
- (2) 過重労働（職員が疲労を回復することができないような長時間にわたる労働をいう。以下同じ。）による面接指導の実施の補助に関すること。
- (3) メンタルヘルス不調（心身の健康を保持することが困難な状態をいう。以下同じ。）の予防並びに早期発見及び適切な対応等の心の健康の保持増進に関すること。
- (4) ストレスチェック（法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査をいう。以下同じ。）の実施の補助に関すること。
- (5) 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）、作業環境及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- (6) 職員の安全及び健康の普及啓発に関すること。
- (7) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (8) 関係機関に対する安全衛生に係る報告、届出等に関すること。

(安全衛生推進員)

第9条 安全衛生推進者を置かない事業場に安全衛生推進員を置く。

2 安全衛生推進員は、所属長が、当該所属の職員のうちから選任するものとする。

3 所属長は、前項の規定により選任したときは、速やかに総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

4 安全衛生推進員は、第8条第4項各号に掲げる職務を行う。

(化学物質管理者)

第10条 法第57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査（以下「リスクアセスメント」という。）をしなければならない労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第18条各号に掲げる物及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を取り扱う所属に化学物質管理者を置く。

2 化学物質管理者は、所属長が、当該所属の職員のうちから選任するものとする。

3 所属長は、前項の規定により選任したときは、速やかに総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

4 化学物質管理者は、次の各号に掲げる事項を管理する。

(1) リスクアセスメントの実施に関すること。

(2) リスクアセスメントの結果に基づくばく露防止措置の内容及び実施に関すること。

(3) リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。

(4) リスクアセスメントの結果等の記録の作成及び保存並びに職員への周知に関すること。

(5) リスクアセスメントの結果に基づくばく露防止措置の状況、職員のばく露状況、職員の作業及びばく露防止措置に係る職員の意見聴取に関する記録の作成及び保存並びに職員への周知に関すること。

(6) 職員への周知、教育に関すること。

(保護具着用管理責任者)

第11条 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第12条の6に該当する所属に保護具着用管理責任者を置く。

2 保護具着用管理責任者は、所属長が、当該所属の職員のうちから選任するものとする。

3 所属長は、前項の規定により選任したときは、速やかに総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

4 保護具着用管理責任者は、次の各号に掲げる事項を管理する。

- (1) 保護具の適正な選択に関すること。
- (2) 職員の保護具の適正な使用に関すること。
- (3) 保護具の保守管理に関すること。

(産業医)

第12条 奈良県広域水道企業団に産業医を置く。

- 2 産業医は、医師のうちから、企業長が委嘱する。
- 3 産業医は、次に掲げる事項（以下「健康管理指導等」という。）を処理するものとする。
 - (1) 健康診断及び面接指導の実施その他職員の健康管理に関すること。
 - (2) 衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置で医学に関する専門的知識を必要とするものに関すること。
 - (3) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。
- 4 産業医は、職員の健康管理指導等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない。
- 5 総括安全衛生管理者は、産業医に対し、職員の勤務時間に関する情報その他の産業医が職員の健康管理指導等を適切に行うために必要なものを提供しなければならない。
- 6 産業医は、健康管理指導等について、企業長若しくは総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は所属長若しくは安全衛生推進者に対して指導し、若しくは助言することができる。
- 7 企業長又は総括安全衛生管理者は、前項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告の内容等を第14条に規定する中央安全衛生委員会に報告しなければならない。
- 8 産業医は、職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに所属長に対し職員の健康障害を防止するため必要な措置を構ずるよう意見を述べるものとする。

(作業主任者)

第13条 法第14条に規定する作業を行う所属に作業主任者を置く。

- 2 作業主任者は、所属長が、省令別表第1の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる資格を有する職員のうちから選任するものとする。
- 3 作業主任者は、法及びこれに基づく命令に定める職務を行う。

(中央安全衛生委員会)

第14条 職員の安全及び衛生に関する事項を総合的に調査審議させるため、中央安全衛生委員会（以下「中央委員会」という。）を置く。

- 2 中央委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき施策に関すること。
 - (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき施策に関すること。
 - (3) 労働災害の原因及び再発防止のための施策で、安全及び衛生に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止に関する重要事項
- 3 中央委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 総括安全衛生管理者
 - (2) 安全管理者
 - (3) 衛生管理者
 - (4) 安全衛生推進者
 - (5) 安全衛生推進員
 - (6) 産業医
 - (7) 組合から推薦を受けた者（5名以内）
- 4 前項の委員（第1号の委員を除く。）の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 中央委員会に議長を置き、第3項第1号の委員をもって充てる。
- 6 議長は、中央委員会を代表し、会務を総理する。
- 7 中央委員会の会議は、議長が招集するものとし、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
（検討部会）

第15条 中央委員会に、下部組織として検討部会を置く。

- 2 検討部会に関し必要な事項は、中央委員会が定める。

（安全衛生委員会）

第16条 常時50人以上の職員が勤務する事業場に安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、月1回以上会議を開くものとし、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
 - (3) 労働災害の原因及び再発防止のための対策で、安全及び衛生に関するこ

と。

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止に関すること。

3 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 総括安全衛生管理者

(2) 安全管理者

(3) 衛生管理者

(4) 産業医

(5) 安全又は衛生に関し知識又は経験を有する者

4 前項第2号、第3号及び第5号の委員（以下「指名委員」という。）は、適当と認められるものを総括安全衛生管理者が指名するものとする。

5 第1項第2号から第5号までの委員の定数は、6人以内とし、その半数については、労働組合の推薦に基づき指名するものとする。

6 指名委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、指名委員が欠けた場合の補欠の指名委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員会に議長を置き、第3項第1号の委員をもって充てる。

8 議長は、委員会を代表し、会務を総理する。

9 委員会の会議は、議長が招集する。

10 議長は、委員会を開催したときは、その内容を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（中央委員会及び委員会の庶務）

第17条 中央委員会及び委員会（部に置くものに限る。）の庶務は総務部総務課において、委員会（市町村事務所等に置くものに限る。）の庶務は当該市町村事務所等の総務又は庶務を担当する課において、それぞれ処理する。

第3章 健康管理

（健康診断の実施）

第18条 職員の健康を確保するため、次に掲げる健康診断を実施する。

(1) 採用時健康診断

(2) 定期健康診断

(3) 特定業務従事者健康診断

(4) 前各号に掲げるもののほか、総括安全衛生管理者が健康管理上必要と認める健康診断

2 健康診断の受診対象者、検査項目、実施時期等については、この章に定めるもののほか、総括安全衛生管理者が別に定める。

（健康診断の実施）

第19条 健康診断は、総括安全衛生管理者が実施するものとする。

2 総括安全衛生管理者は、健康診断を実施するときは、所属長にその旨を通知しなければならない。

3 所属長は、前項の通知を受けたときは、受診名簿を作成し速やかに総括安全衛生管理者に提出するとともに、所属職員にその旨を通知し、定められた期日又は期間内に健康診断を受けさせなければならない。

(受診義務)

第20条 職員は、指定された期日又は期間内に健康診断を受けなければならない。ただし、企業長が定める機関が実施する人間ドックを受診した職員については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、やむを得ない事由により前項の健康診断を受けることができないときは、当該健康診断の検査項目を全て満たす健康診断の結果を証する書面を所属長を経由し総括安全衛生管理者に提出することにより、当該健康診断の受診に代えることができる。

3 前項の検査項目は、総括安全衛生管理者が別に定める。

(健康管理指導区分の決定)

第21条 産業医は、健康診断の結果に基づき、別表に定めるところにより医療の面及び勤務の面に係る健康管理指導区分（以下「指導区分」という。）を判定し、必要な意見を付して、総括安全衛生管理者に通知しなければならない。

2 総括安全衛生管理者は、前項の通知を受けたときは、当該通知に基づき指導区分を決定し、所属長を経て職員に通知するものとする。

(指導区分の変更)

第22条 前条第2項の規定により指導区分を決定された職員で当該指導区分の変更を求めようとするものは、医師の診断書その他病状の経過を知るに必要な資料を添え、所属長を経て産業医に申し出なければならない。

2 前条の規定は、指導区分の変更について準用する。

(事後措置)

第23条 所属長は、別表に定める事後措置に関する基準に基づき、所属職員の健康管理について適切な措置を採らなければならない。

2 所属長は、所属職員の健康管理について常に産業医と連絡を保ち、必要に応じその意見を求めなければならない。

(要休業者に与える休暇)

第24条 要休業の指導区分を決定された職員（以下「要休業者」という。）については、奈良県広域水道企業団職員就業規則施行規程（令和7年3月企

業管理規程第11号)第25条第1項に規定する期間の範囲内で、負傷又は疾病による療養のための特別休暇(次項において「療養休暇」という。)を与える。

- 2 要休業者としての取扱いを解除された者が、解除された日から6月以内に、再び療養休暇を与えられた場合における前項の休暇期間の計算については、前の休暇期間を通算する。

(健康診断個人票)

第25条 所属長は、所属職員ごとに健康診断個人票を作成し、これを保管しなければならない。

- 2 所属長は、所属職員に異動のあったときは、当該職員に係る健康診断個人票を遅滞なく異動先の所属長に送付しなければならない。
- 3 所属長は、総括安全衛生管理者、衛生管理者又は産業医が職務により必要とする場合を除き、健康診断個人票を本人以外の者に閲覧させてはならない。
- 4 職員は、健康診断の結果を健康診断個人票に添付しなければならない。

(健康診断個人票への記録)

第26条 産業医は、指導区分及びその判定時に付した意見を健康診断個人票に記録しなければならない。

(病者の就業禁止)

第27条 所属長及び産業医は、省令第61条第1項各号のいずれかに該当すると認められる職員を発見した場合には、医師の診断書を添えて、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

- 2 総括安全衛生管理者は、前項の報告に基づき、就業の禁止その他の必要な決定をし、所属長及び産業医を経て当該職員に通知するものとする。
- 3 前項の規定により就業の禁止等の決定をされた者で病状の変化等により当該決定の変更を求めようとするものは、医師の診断書その他病状の経過を知るに必要な資料を添え、所属長及び産業医を経て、総括安全衛生管理者に申し出なければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の決定の変更について準用する。

(妊娠中又は出産後の女子職員の業務軽減等)

第28条 所属長は、妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせなければならない。

- 2 前項に定める措置は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条に規定する健康審査に係る医師の診断、意見等を参考にして行うものとする。

(健康相談)

第29条 所属長及び産業医は、職員から健康について相談を受けた場合は、

適切な指導及び助言を行わなければならない。

(職員の休養等の報告)

第30条 所属長は、職員が負傷又は病気のため休養する場合で、その期間が引き続き30日を超えるときは、直ちに総括安全衛生管理者に報告しなければならない。職員が死亡したときも同様とする。

第4章 雑則

(心身の状態に関する情報の取扱い)

第31条 総括安全衛生管理者は、この規程に定める措置の実施に関し、職員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、職員の健康の確保に必要な範囲内で職員の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

(過重労働による面接指導)

第32条 職員の過重労働による健康障害を防止するため、産業医による面接指導を行う。

2 前項の面接指導は、総括安全衛生管理者が別に定めるところにより実施する。

(ストレスチェックの実施)

第33条 総括安全衛生管理者及び産業医は、職員に対し、ストレスチェックを実施するものとする。

2 ストレスチェックの実施に関し必要な事項は、総括安全衛生管理者が別に定める。

(秘密の保持)

第34条 職員の健康管理業務に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(報告)

第35条 総括安全衛生管理者は、所属長に対して、職員の安全及び健康の確保に関して必要な事項の報告を求めることができる。

2 企業長及び事業場の長は、法及びこれに基づく命令により、所轄の労働基準監督機関に対し、適切に報告しなければならない。

(その他)

第36条 この規程に定めるもののほか、職員の安全及び衛生について必要な事項は総括安全衛生管理者が定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第21条、第23条関係)

医療の面

健康管理指導区分			事後措置の基準
区分		内容	
1	要医療	医師による医療行為を必要とする者	医療機関等において適正な検査及び治療を受けるよう指導する。
2	要観察	定期的に医師による経過観察を必要とする者	経過観察のため必要に応じて検査を受け、発病又は再発を予防するよう指導する。
3	健康	医師による医療行為及び経過観察を必要としない者	

勤務の面

健康管理指導区分			事後措置の基準
区分		内容	
1	要休業	勤務を休む必要のある者	特別休暇又は休職の方法により、勤務させないこととする。
2	要軽業	勤務を制限する必要がある者	原則として深夜勤務、時間外勤務及び出張をさせないこととするとともに、勤務時間を短縮する等業務量の軽減措置を講じ、必要に応じ勤務地又は職務の変更について配慮する。
3	要注意	勤務をほぼ平常に行ってよい者	過重な負担とならないよう、深夜勤務、時間外勤務、長期及び遠方への出張等について配慮する。
4	平常勤務	平常の勤務でよい者	